

介護報酬の算定構造

介護サービス

：平成21年度4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(1)～(3)に引き続き生活援助を行った場合	注 3級訪問介護員により行われる場合(※)	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (254単位)	30分を増すごとに+83単位 (249単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20/100 特定事業所加算 (Ⅱ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅲ) +10/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)									
	(3) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに+83単位)									
ロ 生活援助	(1) 30分以上1時間未満 (229単位)									
	(2) 1時間以上 (291単位)									
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 100単位)										
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)										

：特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※平成21年3月31日時点で、3級訪問介護員が指定訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)	×95/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)					

：特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]
 1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 (夜間、深夜、早朝のみ算定可) (285単位)	×90/100	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	2人以上による訪問看護を行う場合	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	
	(2) 30分未満 (425単位)												425単位を算定
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)												830単位を算定
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 (夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)	×90/100		夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位		+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位 1月につき +290単位	+2,000単位 (死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合)		
	(2) 30分未満 (343単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)												
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)													

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目を以降の緊急の訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設の場合		
1回につき 305単位		+5/100	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +340単位 退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内 +200単位
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (530単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (450単位)	
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (350単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (300単位)	
ホ 保健師、看護師が行う場合 (400単位)		注 看護士が行う場合 ×90/100

※ 口(2)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ 居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を受けている者をいう。

6 通所介護費

基本部分		注		注	注	注	注		注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (437単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
		要介護2 (504単位)										
		要介護3 (570単位)										
		要介護4 (636単位)										
		要介護5 (702単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護1 (588単位)										
		要介護2 (683単位)										
		要介護3 (778単位)										
		要介護4 (872単位)										
		要介護5 (967単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護1 (790単位)										
		要介護2 (922単位)										
		要介護3 (1,055単位)										
		要介護4 (1,187単位)										
		要介護5 (1,320単位)										
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (381単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
		要介護2 (437単位)										
		要介護3 (493単位)										
		要介護4 (549単位)										
		要介護5 (605単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護1 (508単位)										
		要介護2 (588単位)										
		要介護3 (668単位)										
		要介護4 (748単位)										
		要介護5 (828単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護1 (677単位)										
		要介護2 (789単位)										
		要介護3 (901単位)										
		要介護4 (1,013単位)										
		要介護5 (1,125単位)										
ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (375単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
		要介護2 (430単位)										
		要介護3 (485単位)										
		要介護4 (540単位)										
		要介護5 (595単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護1 (499単位)										
		要介護2 (578単位)										
		要介護3 (657単位)										
		要介護4 (735単位)										
		要介護5 (814単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護1 (665単位)										
		要介護2 (776単位)										
		要介護3 (886単位)										
		要介護4 (996単位)										
		要介護5 (1,106単位)										
ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (365単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
		要介護2 (418単位)										
		要介護3 (472単位)										
		要介護4 (525単位)										
		要介護5 (579単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	要介護1 (486単位)										
		要介護2 (563単位)										
		要介護3 (639単位)										
		要介護4 (716単位)										
		要介護5 (792単位)										
	(3) 6時間以上8時間未満	要介護1 (648単位)										
		要介護2 (755単位)										
		要介護3 (862単位)										
		要介護4 (969単位)										
		要介護5 (1,077単位)										
ホ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,000単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,500単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1日につき+42単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)											

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の専従が確保に満たない場合	研修を終了した看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師によるサービス提供	理学療法士等体制強化加算	2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合	5時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前夜に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	介護老人保健施設であつて、理学療法士、作業療法士が関与を助出し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算	個別リハビリテーション加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	
イ 通常規模の事業所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (270単位)	×70/100	×70/100	×50/100	1日につき+30単位												
	要介護2 (300単位)																	
	要介護3 (330単位)																	
	要介護4 (360単位)																	
	要介護5 (390単位)																	
	(2) 3時間以上4時間未満	要介護1 (386単位)																
	要介護2 (463単位)																	
	要介護3 (540単位)																	
	要介護4 (617単位)																	
	要介護5 (694単位)																	
	(3) 4時間以上6時間未満	要介護1 (515単位)																
	要介護2 (625単位)																	
	要介護3 (735単位)																	
	要介護4 (845単位)																	
	要介護5 (955単位)																	
	(4) 6時間以上8時間未満	要介護1 (688単位)																
	要介護2 (842単位)																	
	要介護3 (995単位)																	
	要介護4 (1,149単位)																	
	要介護5 (1,303単位)																	
ロ 大規模の事業所(Ⅰ)の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (265単位)	×70/100	×70/100	×50/100	1日につき+30単位												
	要介護2 (295単位)																	
	要介護3 (324単位)																	
	要介護4 (354単位)																	
	要介護5 (383単位)																	
	(2) 3時間以上4時間未満	要介護1 (379単位)																
	要介護2 (455単位)																	
	要介護3 (531単位)																	
	要介護4 (606単位)																	
	要介護5 (682単位)																	
	(3) 4時間以上6時間未満	要介護1 (506単位)																
	要介護2 (614単位)																	
	要介護3 (722単位)																	
	要介護4 (830単位)																	
	要介護5 (939単位)																	
	(4) 6時間以上8時間未満	要介護1 (676単位)																
	要介護2 (827単位)																	
	要介護3 (978単位)																	
	要介護4 (1,129単位)																	
	要介護5 (1,281単位)																	
ハ 大規模の事業所(Ⅱ)の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (258単位)	×70/100	×70/100	×50/100	1日につき+30単位												
	要介護2 (287単位)																	
	要介護3 (315単位)																	
	要介護4 (344単位)																	
	要介護5 (373単位)																	
	(2) 3時間以上4時間未満	要介護1 (369単位)																
	要介護2 (443単位)																	
	要介護3 (516単位)																	
	要介護4 (590単位)																	
	要介護5 (664単位)																	
	(3) 4時間以上6時間未満	要介護1 (492単位)																
	要介護2 (598単位)																	
	要介護3 (703単位)																	
	要介護4 (808単位)																	
	要介護5 (914単位)																	
	(4) 6時間以上8時間未満	要介護1 (658単位)																
	要介護2 (805単位)																	
	要介護3 (952単位)																	
	要介護4 (1,099単位)																	
	要介護5 (1,247単位)																	

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ニ サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
 (1回につき 12単位を加算)
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 (1回につき 6単位を加算)

8 短期入所生活介護費

基本部分		注			注	注		注	注	注	注											
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を高たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	介護・看護職員 の員数が基準に 満たない場合 又は	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ットケアにおけ る体制が未整 備である場合	専従の機能訓練 指導員を配置し ている場合	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合										
イ 短期入所 生活介護費 (1日につき)	(1) 単独 型短期入所 生活介護費	要介護1 (655 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+12単位	+4単位	+8単位	+13単位	+200単位 (7日間を限 度)	+120単位	片道につき +184単位										
		要介護2 (726 単位)																				
		要介護3 (796 単位)																				
		要介護4 (867 単位)																				
		要介護5 (937 単位)																				
	(2) 併設 型短期入所 生活介護費	要介護1 (737 単位)																				
		要介護2 (808 単位)																				
		要介護3 (878 単位)																				
		要介護4 (949 単位)																				
		要介護5 (1,019 単位)																				
	(1) 単独 型ユニット 型短期入所 生活介護費	要介護1 (621 単位)											×97/100	×70/100	×70/100	+12単位	+4単位	+8単位	+13単位	+200単位 (7日間を限 度)	+120単位	片道につき +184単位
		要介護2 (692 単位)																				
		要介護3 (762 単位)																				
		要介護4 (833 単位)																				
(2) 併設 型ユニット 型短期入所 生活介護費	要介護1 (703 単位)																					
	要介護2 (774 単位)																					
	要介護3 (844 単位)																					
	要介護4 (915 単位)																					
ロ ユニット 型短期入所 生活介護費 (1日につき)	(1) 単独 型ユニット 型短期入所 生活介護費	要介護5 (985 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+12単位	+4単位	+8単位	+13単位	+200単位 (7日間を限 度)	+120単位	片道につき +184単位										
		要介護1 (755 単位)																				
		要介護2 (826 単位)																				
		要介護3 (896 単位)																				
		要介護4 (967 単位)																				
	(2) 併設 型ユニット 型短期入所 生活介護費	要介護5 (1,027 単位)																				
		要介護1 (721 単位)																				
		要介護2 (792 単位)																				
		要介護3 (862 単位)																				
		要介護4 (933 単位)																				
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																						
ニ 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)																						
ホ 在宅中重 度者受入加 算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)																					
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)																					
	(3)看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)																					
	(4)看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)																					
ヘ サービス 提供体制強 化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)																					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																					

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	リハビリテーション機能強化加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (746 単位)	×97/100	×70/100	×97/100	+24 単位	+30 単位	+240 単位	+76 単位	+200 単位 (7日間を限度)	+120 単位	片道につき +184 単位
		要介護2 (795 単位)											
		要介護3 (848 単位)											
		要介護4 (902 単位)											
		要介護5 (955 単位)											
	b. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (845 単位)											
		要介護2 (894 単位)											
		要介護3 (947 単位)											
		要介護4 (1,001 単位)											
		要介護5 (1,054 単位)											
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健・看護職員を配置>	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (767 単位)										
		要介護2 (850 単位)											
		要介護3 (965 単位)											
		要介護4 (1,041 単位)											
		要介護5 (1,117 単位)											
b. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (866 単位)												
	要介護2 (949 単位)												
	要介護3 (1,064 単位)												
	要介護4 (1,140 単位)												
	要介護5 (1,216 単位)												
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (767 単位)										
		要介護2 (844 単位)											
		要介護3 (938 単位)											
		要介護4 (1,014 単位)											
		要介護5 (1,090 単位)											
	b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>	要介護1 (866 単位)											
		要介護2 (943 単位)											
		要介護3 (1,037 単位)											
		要介護4 (1,113 単位)											
		要介護5 (1,189 単位)											
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健・看護職員を配置>	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (848 単位)											
	要介護2 (897 単位)												
	要介護3 (950 単位)												
	要介護4 (1,004 単位)												
	要介護5 (1,057 単位)												
b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>	要介護1 (928 単位)												
	要介護2 (1,011 単位)												
	要介護3 (1,126 単位)												
	要介護4 (1,202 単位)												
	要介護5 (1,278 単位)												
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健・看護オンコール体制>	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (928 単位)											
		要介護2 (1,011 単位)											
		要介護3 (1,126 単位)											
		要介護4 (1,202 単位)											
		要介護5 (1,278 単位)											
	b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>	要介護1 (928 単位)											
		要介護2 (1,005 単位)											
		要介護3 (1,119 単位)											
		要介護4 (1,195 単位)											
		要介護5 (1,271 単位)											
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(650 単位)											
	(二) 4時間以上6時間未満	(900 単位)											
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,250 単位)											

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算 (1日につき27単位を加算)	
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	
(5) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)	
(6) 緊急時施設療養費 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)	(一) 緊急時治療管理
	(二) 特定治療
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 12単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)

注：特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。
 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	注	注	注	注	注	注	注	注											
		利用者の数及 び入院患者の 数の合計数が 入院患者の定 員を超える場合 又は	看護・介護職員 の員数が基準 を満たさない場合 又は	看護師が基準 に定められた看 護職員の員数 に20/100を乗 じて得た数未満 の場合 又は	留地の医師確 保計画を届出 たもので、医師 の数が基準に 定められた医師 の員数に 60/100を乗じ て得た数未満 である場合 又は	留地の医師確 保計画を届出 たもので、医師 の数が基準に 定められた医師 の員数に 60/100を乗じ て得た数未満 である場合 又は	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにお ける体制が未整 備である場合	床下幅が設備 基準を満たさな い場合	医師の配置に ついて医業法 施行規則第49 条の規定が適 用されている場 合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の 区分による加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合								
(1) 病院療養病 床短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養 病床短期入所 療養介護費 (I) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.病院療養病床短期 入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (715 単位) 要介護2 (825 単位) 要介護3 (1,063 単位) 要介護4 (1,164 単位) 要介護5 (1,255 単位)																		
		b.病院療養病床短期 入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (846 単位) 要介護2 (956 単位) 要介護3 (1,194 単位) 要介護4 (1,295 単位) 要介護5 (1,386 単位)																		
		(二) 病院療養 病床短期入所 療養介護費 (II) 看護<6.1> 介護<5.1>	a.病院療養病床短期 入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (655 単位) 要介護2 (764 単位) 要介護3 (924 単位) 要介護4 (1,080 単位) 要介護5 (1,122 単位)																	
			b.病院療養病床短期 入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (786 単位) 要介護2 (895 単位) 要介護3 (1,055 単位) 要介護4 (1,211 単位) 要介護5 (1,253 単位)																	
			(三) 病院療養 病床短期入所 療養介護費 (III) 看護<6.1> 介護<6.1>	a.病院療養病床短期 入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (625 単位) 要介護2 (736 単位) 要介護3 (887 単位) 要介護4 (1,044 単位) 要介護5 (1,085 単位)	×70/100	×90/100		×90/100												
				b.病院療養病床短期 入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (756 単位) 要介護2 (867 単位) 要介護3 (1,018 単位) 要介護4 (1,175 単位) 要介護5 (1,216 単位)																
	(2) 病院療養病 床経過型短 期入所療養 介護費 (1日につき)			(一) 病院療養 病床経過型短 期入所療養介 護費(I) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.病院療養病床経過 型短期入所療養介護 費(I) <従来型個室>	要介護1 (715 単位) 要介護2 (825 単位) 要介護3 (975 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,157 単位)	×70/100														
					b.病院療養病床経過 型短期入所療養介護 費(II) <多床室>	要介護1 (846 単位) 要介護2 (956 単位) 要介護3 (1,106 単位) 要介護4 (1,197 単位) 要介護5 (1,288 単位)															
		(二) 病院療養 病床経過型短 期入所療養介 護費(II) 看護<6.1> 介護<4.1>			a.病院療養病床経過 型短期入所療養介護 費(I) <従来型個室>	要介護1 (715 単位) 要介護2 (825 単位) 要介護3 (933 単位) 要介護4 (1,024 単位) 要介護5 (1,115 単位)															
					b.病院療養病床経過 型短期入所療養介護 費(II) <多床室>	要介護1 (846 単位) 要介護2 (956 単位) 要介護3 (1,064 単位) 要介護4 (1,155 単位) 要介護5 (1,246 単位)															
			(3) ユニット型病 院療養病床短 期入所療養 介護費 (1日につき)		(一) ユニット型病院療 養病床短期入 所療養介護費(I) <ユニット個室>	a.ユニット型病院療 養病床短期入所療養 介護費(I) <ユニット個室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,197 単位) 要介護4 (1,298 単位) 要介護5 (1,389 単位)	×70/100	×90/100		×90/100										
						b.ユニット型病院療 養病床短期入所療養 介護費(II) <ユニット等個室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,197 単位) 要介護4 (1,298 単位) 要介護5 (1,389 単位)														
(二) ユニット型病院療 養病床経過型 短期入所療養 介護費(II) <ユニット等個室>				a.ユニット型病院療 養病床経過型短期入 所療養介護費(II) <ユニット等個室>		要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,109 単位) 要介護4 (1,200 単位) 要介護5 (1,291 単位)					×97/100										
				b.ユニット型病院療 養病床経過型短期入 所療養介護費(II) <ユニット等個室>		要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,109 単位) 要介護4 (1,200 単位) 要介護5 (1,291 単位)															
		(4) ユニット型病 院療養病床短 期入所療養 介護費 (1日につき)		(一) ユニット型病院療 養病床経過型 短期入所療養 介護費(I) <ユニット個室>		a.ユニット型病院療 養病床経過型短期入 所療養介護費(I) <ユニット個室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,109 単位) 要介護4 (1,200 単位) 要介護5 (1,291 単位)														
						b.ユニット型病院療 養病床経過型短期入 所療養介護費(II) <ユニット等個室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,109 単位) 要介護4 (1,200 単位) 要介護5 (1,291 単位)														
					(二) ユニット型病院療 養病床経過型 短期入所療養 介護費(II) <ユニット等個室>	a.ユニット型病院療 養病床経過型短期入 所療養介護費(II) <ユニット等個室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,109 単位) 要介護4 (1,200 単位) 要介護5 (1,291 単位)														
						b.ユニット型病院療 養病床経過型短期入 所療養介護費(II) <ユニット等個室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,109 単位) 要介護4 (1,200 単位) 要介護5 (1,291 単位)														
(5) 特定病院療 養病床短期 入所療養 介護費	(一) 3時間以上4時間未 満					要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,109 単位) 要介護4 (1,200 単位) 要介護5 (1,291 単位)															
						(二) 4時間以上6時間未 満	要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,109 単位) 要介護4 (1,200 単位) 要介護5 (1,291 単位)														
				(三) 6時間以上8時間未 満			要介護1 (849 単位) 要介護2 (959 単位) 要介護3 (1,109 単位) 要介護4 (1,200 単位) 要介護5 (1,291 単位)														
	(6) 療養食加算						(1日につき 23単位を加算)														
			(7) 緊急短期入所ネットワーク加算		(1日につき 50単位を加算)																
				(8) 特定診療費																	
								(9) サービス提 供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)												
										(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)											
		(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)																			

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (696 単位)	×70/100	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
			要介護2 (748 単位)						
			要介護3 (800 単位)						
			要介護4 (851 単位)						
			要介護5 (903 単位)						
	b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (827 単位)							
		要介護2 (879 単位)							
		要介護3 (931 単位)							
		要介護4 (982 単位)							
		要介護5 (1,034 単位)							
(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (606 単位)	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+120単位				
		要介護2 (652 単位)							
		要介護3 (698 単位)							
		要介護4 (744 単位)							
		要介護5 (790 単位)							
	b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (737 単位)							
		要介護2 (783 単位)							
		要介護3 (829 単位)							
		要介護4 (875 単位)							
		要介護5 (921 単位)							
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (830 単位)	×97/100						
		要介護2 (882 単位)							
		要介護3 (934 単位)							
		要介護4 (985 単位)							
		要介護5 (1,037 単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (830 単位)							
		要介護2 (882 単位)							
		要介護3 (934 単位)							
		要介護4 (985 単位)							
		要介護5 (1,037 単位)							
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (650 単位)	+60単位							
	(二) 4時間以上6時間未満 (900 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,250 単位)								
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(5) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)									
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注				注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大病院	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (1,049 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		
		要介護2 (1,116 単位)							
		要介護3 (1,183 単位)							
		要介護4 (1,251 単位)							
		要介護5 (1,318 単位)							
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (1,160 単位)							
	要介護2 (1,227 単位)								
	要介護3 (1,294 単位)								
	要介護4 (1,362 単位)								
	要介護5 (1,429 単位)								
一般病棟	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (991 単位)	×70/100		-12単位			片道につき +184単位	
	要介護2 (1,062 単位)								
	要介護3 (1,132 単位)								
	要介護4 (1,203 単位)								
	要介護5 (1,273 単位)								
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (1,122 単位)								
要介護2 (1,193 単位)									
要介護3 (1,263 単位)									
要介護4 (1,334 単位)									
要介護5 (1,404 単位)									
一般病棟	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (962 単位)	×70/100		-12単位				
	要介護2 (1,031 単位)								
	要介護3 (1,099 単位)								
	要介護4 (1,168 単位)								
	要介護5 (1,236 単位)								
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (1,093 単位)								
要介護2 (1,162 単位)									
要介護3 (1,230 単位)									
要介護4 (1,299 単位)									
要介護5 (1,367 単位)									
一般病棟	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (946 単位)	×70/100		-12単位				
	要介護2 (1,013 単位)								
	要介護3 (1,080 単位)								
	要介護4 (1,148 単位)								
	要介護5 (1,215 単位)								
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (1,077 単位)								
要介護2 (1,144 単位)									
要介護3 (1,211 単位)									
要介護4 (1,279 単位)									
要介護5 (1,346 単位)									
一般病棟	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (884 単位)	×70/100		-12単位				
	要介護2 (951 単位)								
	要介護3 (1,018 単位)								
	要介護4 (1,086 単位)								
	要介護5 (1,153 単位)								
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (995 単位)								
要介護2 (1,062 単位)									
要介護3 (1,129 単位)									
要介護4 (1,197 単位)									
要介護5 (1,264 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 (786 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
	要介護2 (853 単位)								
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 (920 単位)								
要介護2 (984 単位)									
要介護3 (1,051 単位)									
要介護4 (1,119 単位)									
要介護5 (1,186 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大病院	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,163 単位)	×97/100			×97/100		
		要介護2 (1,230 単位)							
		要介護3 (1,297 単位)							
		要介護4 (1,365 単位)							
		要介護5 (1,432 単位)							
	b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,163 単位)							
	要介護2 (1,230 単位)								
	要介護3 (1,297 単位)								
	要介護4 (1,365 単位)								
	要介護5 (1,432 単位)								
一般病棟	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,125 単位)	×97/100				×97/100		
	要介護2 (1,196 単位)								
	要介護3 (1,266 単位)								
	要介護4 (1,337 単位)								
	要介護5 (1,407 単位)								
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,125 単位)								
要介護2 (1,196 単位)									
要介護3 (1,266 単位)									
要介護4 (1,337 単位)									
要介護5 (1,407 単位)									
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(650 単位)							
	(二) 4時間以上6時間未満	(900 単位)							
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,250 単位)							
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)									
(7) 特定診療費									
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (571 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位			
	要介護2 (641 単位)								
	要介護3 (711 単位)								
	要介護4 (780 単位)								
	要介護5 (851 単位)								
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 87単位)		×70/100						1日につき +20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 99単位 所要時間15分以上30分未満の場合 198単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 270単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算 所要時間1時間30分以上の場合 577単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37単位を加算した ・生活援助 所要時間15分未満の場合 50単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した単位 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 225単位 所要時間1時間15分以上の場合 270単位 ・通所等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて要介護別定める限度を上限とする。

※限度額

要介護1	17,358単位
要介護2	19,496単位
要介護3	21,614単位
要介護4	23,712単位
要介護5	25,870単位

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
車いす			
車いす付属品			
特殊寝台			
特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト			

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算				
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,000単位) 要介護3・4・5 (1,300単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (500単位)	(運営基準減算の場合) ×70/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) ×50/100								
			要介護3・4・5 (650単位)									
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (300単位)						+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (390単位)									
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)											
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)											
ニ 医療連携加算 (1月につき +150単位)												
ホ 退院・退所加算	(1) 退院・退所加算(Ⅰ) (+400単位)											
	(2) 退院・退所加算(Ⅱ) (+600単位)											
ヘ 認知症加算 (1月につき +150単位)												
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)												
チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)												

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上60件未満及び60件以上の場合、40件以上の部分について算定する。

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員の勤務条件等に関する規定を有しない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない。等ユニットにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	準ユニットケア加算	個別機能加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	専従の障害者生活支援員を配置している場合
イ	(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (589 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+22単位	入所定員31人以上50人以下 22単位	+5単位	+12単位	+120単位	+26単位	+5単位	+26単位	
			要介護2 (660 単位)												
			要介護3 (730 単位)												
		要介護4 (801 単位)													
		要介護5 (871 単位)													
		要介護1 (661 単位)													
	b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護2 (722 単位)													
		要介護3 (792 単位)													
		要介護4 (863 単位)													
	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (651 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+22単位	入所定員31人以上50人以下 6単位	+5単位	+12単位	+120単位	+26単位	+5単位	+26単位	
			要介護2・3 (699 単位)												
			要介護4・5 (836 単位)												
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉		要介護1 (651 単位)													
		要介護2・3 (761 単位)													
		要介護4・5 (898 単位)													
(1) ユニユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	a ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (857 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+22単位	入所定員31人以上50人以下 4単位	+5単位	+12単位	+120単位	+26単位	+5単位	+26単位		
		要介護2・3 (988 単位)													
		要介護4・5 (1,115 単位)													
	b ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (815 単位)													
		要介護2・3 (919 単位)													
		要介護4・5 (1,050 単位)													
(2) ユニユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	a ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (669 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+22単位	入所定員31人以上50人以下 8単位	+5単位	+12単位	+120単位	+26単位	+5単位	+26単位		
		要介護2 (740 単位)													
		要介護3 (810 単位)													
	b ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (669 単位)													
		要介護2 (740 単位)													
		要介護3 (810 単位)													
(1) ユニユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	a ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (820 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+22単位	入所定員31人以上50人以下 13単位	+5単位	+12単位	+120単位	+26単位	+5単位	+26単位		
		要介護2 (887 単位)													
		要介護3 (955 単位)													
	b ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (820 単位)													
		要介護2 (887 単位)													
		要介護3 (955 単位)													
(2) ユニユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	a ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (669 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+22単位	入所定員31人以上50人以下 18単位	+5単位	+12単位	+120単位	+26単位	+5単位	+26単位		
		要介護2・3 (769 単位)													
		要介護4・5 (906 単位)													
	b ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (669 単位)													
		要介護2・3 (769 単位)													
		要介護4・5 (906 単位)													
(1) ユニユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	a ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (820 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+22単位	入所定員31人以上50人以下 18単位	+5単位	+12単位	+120単位	+26単位	+5単位	+26単位		
		要介護2・3 (924 単位)													
		要介護4・5 (1,055 単位)													
	b ユニユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (820 単位)													
		要介護2・3 (924 単位)													
		要介護4・5 (1,055 単位)													
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)															
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して簡宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定													
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)															
ニ 退所時等相談援助加算		(1) 退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回又は2回)、退所後1回を限度に460単位を算定											注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合		
		(2) 退所時相談援助加算 (400単位)											注 併宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
		(3) 退所前連携加算 (500単位)													
ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)															
ヘ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)															
ト 経口維持加算(1日につき)		(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)													
		(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)													
チ 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)															
リ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
ヌ 看取り介護加算		(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)													
		(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)													
		(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)													
ル 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)															
ヲ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)															
ク 認知症専門ケア加算		(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)													
		(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
カ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)													
		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)													
		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注						
移動を行う職員の数 勤務条件等を満たさない場合		入院患者の数が 入居患者の定員を 超える場合	看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合 又は 又は	介護支援専門員 の員数が基準に満た ない場合 又は 又は	看護師が基準に定め られた看護職員 の員数が20/100 を乗じて得た数未 満の場合 又は 又は	僻地の医師確保 計画を提出したもの で、医師の数が基準 に定められた医師の 員数が60/100を乗 じて得た数未満であ る場合 又は 又は	僻地の医師確保 計画を提出したもの 以外で、医師の数が 基準に定められた医 師の員数が60/100 を乗じて得た数未 満である場合 又は 又は	移動のユニットレ イダーをユニット毎 に配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が未整備であ る場合	床下備付設備基 礎を備わっていない 場合	医師の配置につ いて従法法施行 規則第49条の規定 が適用されて いる場合	夜勤を行う職員の 勤務条件に関する 基準の区分による 加算	若年性認知症患 者受入加算			
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (1,031 単位) 要介護4 (1,132 単位) 要介護5 (1,223 単位)												
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,142 単位) 要介護4 (1,243 単位) 要介護5 (1,334 単位)												
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (623 単位) 要介護2 (732 単位) 要介護3 (892 単位) 要介護4 (1,048 単位) 要介護5 (1,090 単位)												
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (734 単位) 要介護2 (843 単位) 要介護3 (1,003 単位) 要介護4 (1,159 単位) 要介護5 (1,201 単位)												
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 (593 単位) 要介護2 (704 単位) 要介護3 (855 単位) 要介護4 (1,012 単位) 要介護5 (1,053 単位)	×70/100		×90/100		×90/100							
	(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (943 単位) 要介護4 (1,034 単位) 要介護5 (1,125 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	-12単位		病院療養病床 療養環境減算 -25単位					
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,145 単位) 要介護5 (1,236 単位)											
			a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (901 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,083 単位)											
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,103 単位) 要介護5 (1,194 単位)											
			a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<8.1> 介護<4.1>	要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)			×90/100		×90/100						
		(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (943 単位) 要介護4 (1,034 単位) 要介護5 (1,125 単位)										
				b.ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,145 単位) 要介護5 (1,236 単位)										
a.ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>				要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (901 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,083 単位)											
b.ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>				要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,103 単位) 要介護5 (1,194 単位)											
a.ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<8.1> 介護<4.1>				要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)	×70/100		×90/100		×90/100						
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)			(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (943 単位) 要介護4 (1,034 単位) 要介護5 (1,125 単位)										
				b.ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,145 単位) 要介護5 (1,236 単位)										
	a.ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>			要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (901 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,083 単位)											
	b.ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>			要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,103 単位) 要介護5 (1,194 単位)											
	a.ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<8.1> 介護<4.1>			要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)					×97/100						
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<4.1>		要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (943 単位) 要介護4 (1,034 単位) 要介護5 (1,125 単位)												
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<6.1>		要介護1 (593 単位) 要介護2 (704 単位) 要介護3 (855 単位) 要介護4 (1,012 単位) 要介護5 (1,053 単位)												
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<8.1> 介護<4.1>	要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)													
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 看護<8.1> 介護<4.1>	要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,057 単位) 要介護4 (1,148 単位) 要介護5 (1,239 単位)													
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 看護<8.1> 介護<4.1>	要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,057 単位) 要介護4 (1,148 単位) 要介護5 (1,239 単位)													
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅶ) 看護<8.1> 介護<4.1>	要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,057 単位) 要介護4 (1,148 単位) 要介護5 (1,239 単位)													

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)
注 外泊時費用
注 試行的退院サービス費
注 他科受診時費用
入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月に6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単位に限る。)
入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

(5) 初期加算 (1日につき +30単位)
(6) 退院時指導等加算
(一) 退院時指導加算
a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)
b 退院時指導加算 (400単位)
c 退院時情報提供加算 (500単位)
d 退院前連携加算 (500単位)
注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)

(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)
(9) 経口維持加算(1) (1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)
(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)
(10) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)
(11) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)
(13) 特定診療費

(14) 認知症専門ケア加算
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(15) サービス提供体制強化加算
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (664 単位)	×70/100	診療所療養病床 設備基準減算 -60単位	+120単位	
			要介護2 (716 単位)				
			要介護3 (768 単位)				
			要介護4 (819 単位)				
			要介護5 (871 単位)				
	b 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (775 単位)					
		要介護2 (827 単位)					
		要介護3 (879 単位)					
		要介護4 (930 単位)					
		要介護5 (982 単位)					
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (574 単位)					
		要介護2 (620 単位)					
		要介護3 (666 単位)					
		要介護4 (712 単位)					
		要介護5 (758 単位)					
	b 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (685 単位)					
		要介護2 (731 単位)					
		要介護3 (777 単位)					
		要介護4 (823 単位)					
		要介護5 (869 単位)					
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (778 単位)	×97/100				
		要介護2 (830 単位)					
		要介護3 (882 単位)					
		要介護4 (933 単位)					
		要介護5 (985 単位)					
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 (778 単位)					
		要介護2 (830 単位)					
		要介護3 (882 単位)					
		要介護4 (933 単位)					
		要介護5 (985 単位)					
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)							
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定			
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	(400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
		b 退院時指導加算					
		c 退院時情報提供加算					
		d 退院前連携加算					
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	(500単位)					
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)							
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)							
(7) 経口維持加算(1日につき)		(1) 経口維持加算(I) (28単位)					
		(2) 経口維持加算(II) (5単位)					
(8) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)							
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)							
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)							
(11) 特定診療費							
(12) 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)					
		(2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)					
(13) サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)					
		(2) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)					
		(3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)					

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注					注
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	併地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合
		又は	又は	又は	又は	又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(1,017単位) 要介護2(1,084単位) 要介護3(1,192単位) 要介護4(1,219単位) 要介護5(1,286単位)	×70/100	×90/100	×90/100
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1(1,128単位) 要介護2(1,195単位) 要介護3(1,262単位) 要介護4(1,330単位) 要介護5(1,397単位)			
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<4:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(959単位) 要介護2(1,030単位) 要介護3(1,100単位) 要介護4(1,171単位) 要介護5(1,241単位)			
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1(1,141単位) 要介護2(1,211単位) 要介護3(1,282単位) 要介護4(1,352単位) 要介護5(1,422単位)			
			a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(930単位) 要介護2(999単位) 要介護3(1,067単位) 要介護4(1,136単位) 要介護5(1,204単位)			
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<4:1>介護<5:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(1,041単位) 要介護2(1,110単位) 要介護3(1,178単位) 要介護4(1,247単位) 要介護5(1,315単位)			
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1(914単位) 要介護2(981単位) 要介護3(1,048単位) 要介護4(1,116単位) 要介護5(1,183単位)			
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<4:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(1,025単位) 要介護2(1,092単位) 要介護3(1,159単位) 要介護4(1,227単位) 要介護5(1,294単位)			
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1(852単位) 要介護2(919単位) 要介護3(986単位) 要介護4(1,054単位) 要介護5(1,121単位)			
			a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(963単位) 要介護2(1,030単位) 要介護3(1,097単位) 要介護4(1,165単位) 要介護5(1,232単位)			
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1(963単位) 要介護2(1,030単位) 要介護3(1,097単位) 要介護4(1,165単位) 要介護5(1,232単位)					
	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(821単位) 要介護2(888単位) 要介護3(956単位) 要介護4(1,023単位) 要介護5(1,090単位)					
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1(865単位) 要介護2(932単位) 要介護3(999単位) 要介護4(1,067単位) 要介護5(1,134単位)	×70/100	×90/100	×90/100	
		(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1(865単位) 要介護2(932単位) 要介護3(999単位) 要介護4(1,067単位) 要介護5(1,134単位)				
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1(1,198単位) 要介護2(1,265単位) 要介護3(1,333単位) 要介護4(1,400単位) 要介護5(1,467単位)	×97/100		
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1(1,131単位) 要介護2(1,198単位) 要介護3(1,265単位) 要介護4(1,333単位) 要介護5(1,400単位)			
			a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1(1,073単位) 要介護2(1,144単位) 要介護3(1,214単位) 要介護4(1,285単位) 要介護5(1,355単位)			
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1(1,073単位) 要介護2(1,144単位) 要介護3(1,214単位) 要介護4(1,285単位) 要介護5(1,355単位)			
			a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1(1,144単位) 要介護2(1,214単位) 要介護3(1,285単位) 要介護4(1,355単位) 要介護5(1,425単位)			
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1(1,144単位) 要介護2(1,214単位) 要介護3(1,285単位) 要介護4(1,355単位) 要介護5(1,425単位)			

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		
注 他科受診時費用		
(4) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)
		b.退院時指導加算 (400単位)
		c.退院時情報提供加算 (500単位)
		d.退院前連携加算 (500単位)
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
(6) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
(7) 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	
(8) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
(9) 口腔機能維持管理加算	(1月につき 30単位を加算)	
(10) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
(11) 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)	
(12) 特定診療費		
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	

入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合